

新型コロナウイルス感染症関連のよくあるご質問

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。入院給付金などについてのよくあるご質問は下記をご参照ください。
 なお、給付金の支払対象となる場合は迅速なお支払に努めておりますが、通常よりも時間を要しております。書類受理からお客様の口座着金まで平均4日～5日程度となっており、書類確認等でそれ以上に時間を要する場合がございますが、順次確実に支払をしておりますので、なにとぞご了承ください。

No	Q	A
1	病床不足で入院できず、臨時施設等で新型コロナウイルスの治療を受けた場合には入院給付金は支払対象となりますか？	検査の結果、新型コロナウイルス陽性の場合で、本来入院による治療が必要であるにもかかわらず医療機関が満床等の理由から、医師・保健所の指示により臨時施設（ホテル等）で治療、または自宅療養となった場合も、医師・保健所の証明書等があれば、本来入院が必要であった治療期間について入院給付金をお支払します。
2	入院給付金請求における簡易な取り扱いは可能ですか？	医療機関等から新型コロナウイルス感染症と診断され、入院または宿泊・自宅療養等をした場合、簡易なお取り扱いも利用可能です。 <簡易取扱いをご利用いただける条件> 下記①②の条件を満たす場合、簡易請求がご利用いただけます。 ① 新型コロナウイルスに感染したことの医療機関・保健所・自治体等の証明（No.5記載「My HER-SYS」を含む）があること ② 上記に伴う入院期間または宿泊・自宅療養期間が 11 日以内であること（※） ※入院または宿泊・自宅療養期間につきましては、当社所定の新型コロナウイルス感染症専用の療養報告書にて申告いただけます。 ※12 日以上の場合は、新型コロナウイルス感染症診断日と療養終了日が確認できる医療機関・保健所・自治体等の証明が必要です。
3	新型コロナウイルス感染症による入院給付金の支払対象期間はいつからいつまでですか？	入院給付金お支払の対象となる期間は、「診断日」（ただし、診断日より前に医療機関への入院を開始された場合は入院日）から「厚生労働省等の定める解除基準に該当した日」（ただし、解除基準に該当した日以降に退院された場合は退院日）までとなります。「診断日」前（※）や「解除基準に該当した日」以降は、原則的にお支払いの対象とはなりません。※「診断日」より前の症状発症日やPCR検査日等からではありません。
4	検査キット不足等に伴い、一部で検査キットを使用せずに医師により新型コロナウイルス感染症の診断（みなし陽性の診断）がされているようですが、その場合の自宅療養や宿泊療養は支払対象となりますか？	検査の有無を問わず、医師により新型コロナウイルス感染症と診断され、罹患した事実を確認できる証明書が発行される場合には、お支払対象です。
5	「My HER-SYS」（厚生労働省の新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システムにおける健康管理機能）の画面を印字したものを、新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できるものとして取扱い可能ですか？	No.2に記載の自己申告簡易取扱手続きにおいてご利用いただけます。原則的には、医療機関・自治体・保健所が発行した書類のコピーが必要となりますが、「My HER-SYS」の画面を印字したものについては医療機関・自治体・保健所が発行した書類のコピーと同様に取り扱います。なお、療養終了後にご請求ください。
6	医療機関ではないPCR検査センターでのPCR検査で「陽性」となった場合、この「陽性証明」を新型コロナウイルス感染症に罹患した事実が確認できる証明書として取り扱い可能ですか？	医療機関ではない民間の検査機関の証明書は、新型コロナウイルス感染症に罹患した事実を確認できる書類としては取り扱いできません。
7	検査キットや検査センターでの検査で陽性が判明し、医療機関へ受診せずに「自主療養」した場合は支払対象となりますか？	原則的には、医師による診断がされていない場合にはお支払対象ではありません。ただし、自治体が認める制度下で療養し、かつ自治体等により新型コロナの診断と同等である旨の証明書が発行される場合には、お支払対象です。 ※2022/8/29現在、神奈川県、兵庫県（神戸除く）の「自主療養」が対象となります。 ※今後、対象の都道府県は追加される可能性があります。
8	新型コロナウイルス感染症に感染し、神奈川県の「自主療養届出システム」により療養した場合、入院給付金の支払対象になりますか？	神奈川県が発行する「療養証明書（自主療養専用）」を提出いただける場合は、疾病入院給付金等のご請求対象となります。この場合、ご請求対象となる期間は、「療養証明書（自主療養専用）」に証明される自主療養期間となります。申請方法等の詳細につきましては、神奈川県のホームページをご確認ください。なお、「自主療養届」ではご請求いただけません。

No	Q	A
9	新型コロナウイルスの検査のため医療機関に入院し、検査の結果は陰性でしたが、入院給付金は支払対象となりますか？	新型コロナウイルスの罹患が疑われた場合の検査入院については、検査結果が陰性であっても入院給付金のお支払対象となります。
10	濃厚接触者と判断され自宅待機を指示されましたが、入院給付金は支払対象となりますか？	濃厚接触者については入院給付金のお支払対象外です。
11	新型コロナウイルス感染症による入院給付金は、コールセンターに連絡しなければ請求ができませんか？	<p>営業担当者経由でもご請求は可能です。 営業担当者の連絡先が不明な場合には、*Myページから担当者へ連絡をリクエストすることもできます。 当社ホームページ上からMyページへの登録が可能です。 ご登録いただけますと、より多くのお手続きを簡単な手順でご利用いただけます。</p> <p>*ライフプランコンサルタントからご加入いただいたお客様専用のサービスです。</p>
12	新型コロナウイルスに罹患した事実を確認できる証明書等が医療機関ひっ迫のためすぐに取得できません。入院給付金請求に手続き期限はありますか？	ご請求は、陽性診断日から3年以内であればいつでも可能ですので、証明書等が準備できてからで問題ありません。
13	新型コロナウイルスの入院給付金支払い対象を65歳以上の高齢者や重症化リスクがある患者に限定するとの報道があったが、いつから限定されるのでしょうか？	当社の取り扱いについては現時点では変更ございません。罹患された方は従来通りご請求いただけます。また、今後取り扱いを変更した場合は別途当社ホームページ等でアナウンスいたします。
14	都道府県によっては、全数把握の見直しにより、65歳以上、重症化リスクある方、妊婦等以外の方へはMy HER-SYSの発行がされない措置が開始されるようです。証明書としてMy HER-SYSが使用できない場合は、何を出せばいいでしょうか？	<p>以下の証明書のご提出をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの。 ・自治体が設置している*健康フォローアップセンターの受付結果。 (被保険者名の記載があるもの) <p>*自治体ごとに名称が異なりますので、お住まいの自治体の名称をご確認ください。</p>